

■深川市の企業立地優遇制度のご案内

<補助金>

区分	工場設置費の助成			土地取得費の助成			雇用増の助成			固定資産税の課税の免除及び減免	
	対象要件	助成内容		対象要件	助成内容		対象要件	助成内容		対象要件	課税免除等の内容
		広里工業団地	市内全域		広里工業団地	納内・多度志地域		広里工業団地	市内全域		市内全域
製造業	●投資額 2,700万円超	投資額の30%以内	投資額の21%以内	●投資額 2,700万円超	土地取得費の100%以内	土地取得費の10%以内	●投資額 2,700万円超	雇用増4人目以降 1人につき30万円 (限度額1,200万円)		●投資額 500万円超 (注7)	固定資産税の免除 及び減免 5年間(注5)
試験研究施設 ソフトウェアハウス 情報通信技術利用事業	●雇用増 新設3人以上 増設2人以上で 総数3人以上	・限度額は雇用増の人数により変動(注4)	・限度額は雇用増の人数により変動(注4)	●土地取得面積 500㎡以上	(限度額3,000万円)	(限度額3,000万円)				—	
旅館業 農林水産物等販売業 情報サービス業等	—			—			—			●投資額 500万円超 (注7)	固定資産税の免除 及び減免 5年間(注5)
指定施設(注1)	●投資額 2,700万円超	土地と固定資産に係る固定資産税及び都市計画税相当額以内 5年間(注5)	—	●投資額 2,700万円超	土地取得費の100%以内 (限度額3,000万円)	—	—			—	
農業用施設(注2)	●投資額 2,700万円超 ●雇用増 新設3人以上 増設2人以上で 総数3人以上	土地と固定資産に係る固定資産税及び都市計画税相当額以内 5年間(注5)	—	●投資額 2,700万円超	土地取得費の100%以内 (限度額3,000万円)	—	●投資額 2,700万円超	雇用増4人目以降 1人につき30万円 (限度額1,200万円)	—		—
観光施設 その他の施設 (市長が特に認めた施設)	●投資額 2,700万円超 ●雇用増 新設3人以上 増設2人以上で 総数3人以上	—	土地と固定資産に係る固定資産税及び都市計画税相当額以内 5年間(注5)	—			●投資額 2,700万円超	—	雇用増4人目以降 1人につき30万円 (限度額1,200万円)	—	
不適合建築物(注3)	●投資額 1,000万円超	—		●投資額 1,000万円超	土地取得費の100%以内 (限度額3,000万円)	土地取得費の10%以内 (限度額3,000万円)	—			—	

注1 「指定施設」は、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、自動車整備業及び建設業となります。

注2 「農業用施設」は、室内において植物の生育に必要な環境を人工的に制御し野菜等農産物を連続的に生産する施設及び野菜等農産物の販売業務に付随して軽度の加工(簡易包装、洗浄、選別等)を行う施設となります。

注3 「不適合建築物」は、建築基準法第48条の規定に適合しない市内既存建築物の移設が対象となります。

「不適合建築物」の助成対象は、日本標準産業分類に掲げる建設業、製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、洗濯業、洗張・染物業、自動車整備業及びその他の修理業に係る建築物となります。

注4 「工場設置費の助成」の限度額については、広里工業団地の場合、雇用増40人以上は1億円、30～39人は8,000万円、20～29人は7,000万円、10～19人は6,000万円、2～9人は5,000万円となり、市内全域の場合、雇用増40人以上は5,000万円、30～39人は4,500万円、20～29人は4,000万円、10～19人は3,500万円、2～9人は3,000万円となります。

注5 「土地と固定資産に係る固定資産税及び都市計画税相当額」及び「課税免除及び減免」については、3年間100%、4年目50%、5年目25%となります。

注7 製造業・旅館業の場合は、資本金等の額が5,000万円を超え1億円以下の法人は1,000万円、1億円を超える法人は2,000万円となります。